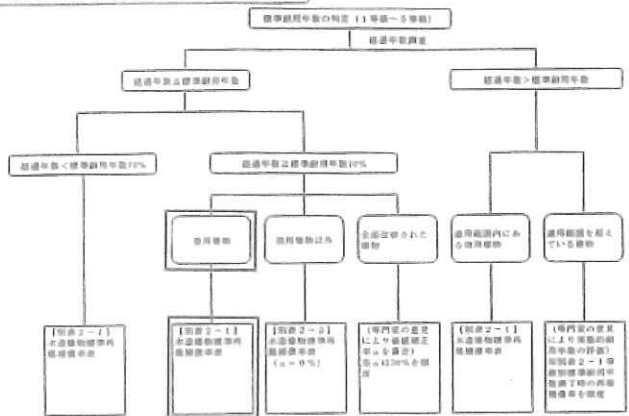


NO.5 木造建物(効用建物)について

Q:

4 建物移転料算定に係る事務処理要領の制定

木造建物の再築補償率の判断フロー



※「効用建物」とは、意見書による専門家の所見により、現に建物としての効用を発揮している建物、あるいは直ちに効用を発揮しうる状態にあると判断される建物

2016/10/7

平成28年度 改正建物算定要領に関する疑義等

25

NO.5 木造建物(効用建物)について

(正) 2-2

(正) 2-1

A: 補償建物の再築補償率の判断フローによると「効用建物」であれば補償率表別表2-2を使うことになる。よって、別表2-1を使用するのは除却建物の様な状態の場合と考える。「効用建物」とは、「意見書による専門家の所見により、現に建物としての効用を発揮している建物、あるいは直ちに効用を発揮しうる状態にあると判断される建物」と定義されている。

ゆえに、専門家の意見書により認定することになり、その書式については次頁添付の「建物移転料事務処理要領第6第1項第2号 別記第5」の意見書を使用するものとする。したがって、「木造建物の標準的な補修調査書」は不要と考えるが、当分の間は発注者と協議のうえ行うこと。

2016/10/7

平成28年度 改正建物算定要領に関する疑義等

26